

第61回国土交通省政策評価会

令和7年5月29日

【波々伯部政策評価官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第61回国土交通省政策評価会を開催いたします。

本日の会議は、オンライン併用のハイブリッド方式で、また公開で開催しております。オンラインでは鈴木委員と松田委員に御出席いただきます。なお、松田先生におかれましては、少し遅れられるとの御連絡をいただいております。大串委員におかれましては、本日は御欠席となります。

また、政策レビューの各テーマの担当課から、都市局の小川都市安全課長、それから、住宅局の家田住宅戦略官、海上保安庁総務部の稲葉教育訓練管理官が出席しております。よろしくお願いいたします。なお、小川課長におかれましては、別の公務のため、都市局の質疑が終わり次第退席させていただきますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

初めに、資料の確認でございますけれども、お席に議事次第、委員名簿、資料の1-1から資料1-3、資料2、資料3-1から3-3を御用意しております。そのほか会場出席の委員のお席には、タイムテーブル、配席図、御意見記載用紙、令和6年度政策チェックアップ評価書点検割振（案）を御用意しております。この御意見記載用紙につきましては、評価会の終了後に回収いたします。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日の議事次第、それから、資料ナンバーのついた資料と議事録につきましては、後日、ホームページに掲載いたします。

それでは、初めに、松浦政策統括官より御挨拶を申し上げます。

【松浦政策統括官】 政策評価担当の政策統括官でございます、松浦でございます。各委員の先生、皆様方におかれましては、本日御多忙のところ御参集いただき、またオンラインで参加されている先生もいらっしゃいます。本日はよろしくお願いいたします。

昨年度に引き続き、加藤座長に座長をお願いして、また、メンバーも引き続きお願いすることになりますが、昨年度の政策レビューにつきましては、御意見をいただいて修正を加えましたものを、昨年度の末、今年の3月末でございますけれども、国土交通省のホー

ムページに公表させていただいておるところでございます。

本年度に入りまして初回の政策評価会でございますけれども、昨年同様、3つのテーマに基づいて、本日議論させていただきます。本日はそのキックオフということですので、よろしくお願いいたします。

また、昨年度と違いまして、本年度は2年に1回の政策チェックアップというものがございます。こちらにつきましては2年に1回ということでございますけれども、非常に分量も多く、見ていただくところも多いものでございますので、こちらのほうも本日の2つ目のテーマとして掲げておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。2時間ほどの長い時間になりますけれども、本日はよろしくお願いいたします。

【波々伯部政策評価官】 それでは、以降の議事進行につきましては、加藤座長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【加藤座長】 皆様、こんにちは。本日も評価会を進めたいと思います。2番の令和7年度政策レビューの取組方針についてです。テーマごとに各部局から説明10分、委員の皆様方からの御意見と御質問を15分程度いただいて、議論が一区切りついたところで次のテーマに移るという段取りで進めたいと思います。

それでは、早速ですけれども、資料1-1の「復興まちづくりのための事前準備」について、都市局の小川課長より御説明をよろしくお願いいたします。

【小川都市安全課長】 都市局都市安全課長の小川でございます。1つ目のテーマであります「復興まちづくりのための事前準備」について、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ、2ページ目は目次でございますので、説明を割愛させていただきます。

3ページの評価の概要を御説明いたします。評価の目的と必要性でございますけれども、近年、災害が激甚化、頻発化する中で、発災後の復興まちづくりを迅速に進めるため、復興まちづくりのための事前準備の必要性が高まっているところでございます。国土交通省では、後ほど詳しく御説明いたしますけれども、自治体向けに技術的な支援、財政支援を行いながら、こういった取組を推進しているところでございます。復興の事前準備に取り組む自治体も年々増えているところでございますけれども、まだ全国で約3割の自治体で取組がされていない状況でございます。こうした自治体における取組を促すためにどういった方策が必要か、現状をレビューいたしまして、また、今回委員の皆様の御指導、御助

言もいただきながら、今後の施策に反映していきたいと考えているところでございます。

5 ページ以降で、復興まちづくりのための事前準備の概要について御説明をさせていただきます。5 ページを御参照ください。初めに、復興事前準備の必要性についてでございますが、大規模な災害が発生したときには一定の被害が起こり得ることを想定して、それへの備えを用意しておくことが必要であると考えております。

6 ページを御参照ください。取組の背景でございますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、これまでの大規模な災害が発生したときには、基礎データの不足ですとか喪失、また、復興まちづくりを担う人材の不足などによりまして、復興に影響が生じたということでございます。被災後に迅速な復興まちづくりを行うためには、防災・減災対策と並行いたしまして、平時から災害が発生した際のことを想定して、復興の手順や進め方を事前に決めておくといったことや、また、復興における将来のまちづくりの目標像を事前に検討していくことが重要だと考えております。

7 ページを御参照ください。復興事前準備の内容でございますが、国土交通省では、復興まちづくりのための事前準備ガイドラインというものを策定しております。その中で、復興事前準備の5つの取組といたしまして、復興体制を事前に検討していくこと、復興手順を事前に検討していくことすとか、また、復興訓練の実施、それから、基礎データの事前整理、分析、また、復興における目標などの事前検討を挙げているところでございます。

8 ページを御参照ください。復興体制や復興手順の検討例を記載しております。また、9 ページは、復興訓練の流れを記載しているところでございます。

10 ページを御参照ください。復興事前準備の取組と役割でございますが、取組主体は都道府県や市町村でございます。国土交通省は都道府県や市区町村に対しまして、ガイドラインの策定、公表や、伴走支援などの技術的支援、財政支援を行っているところでございます。

11 ページを御覧ください。各種政府方針における復興事前準備についての記載を抜粋しております。

12 ページを御覧ください。復興まちづくりのための事前準備に係る国土交通省の取組を記載しております。国土交通省では、平成29年に政府の防災基本計画に、復興事前準備の取組の推進というものが位置づけられたことを受けまして、本格的に復興事前準備の取組をスタートしております。それ以降、自治体向けに、先ほど紹介いたしましたガイド

ラインですとか事例集の公表のほか、専門家派遣などの技術的支援、事前復興まちづくり計画の策定に対する財政支援のほか、自治体の横連携の取組などを行っているところでございます。

次に、それぞれの取組について御説明をいたします。13ページを御覧ください。国土交通省が策定いたしました復興まちづくりのための事前準備ガイドラインを掲載しておりますが、この中では市町村が早期かつ的確な市街地復興のための事前準備に取り組むための取組内容ですとか、留意点をまとめているところでございます。

14ページを御覧ください。復旧・復興まちづくりの経験のある自治体職員、OBの方を復旧・復興まちづくりサポーターとして、また、復興事前準備にこれから積極的に取り組みたいという自治体をパートナー都市として登録していただいております。そして、パートナー都市からの相談に対しまして、国交省がサポーターをマッチングしてサポーターをパートナー都市に派遣をして、経験やノウハウを伝授してもらっております。

15ページですが、サポーターによる支援の事例を記載しております。そのほか、サポーターやパートナー都市の情報交換や、ノウハウの共有などのための連絡会議を行うなど、自治体の横連携の取組を行っているところでございます。

16ページを御覧ください。復興事前準備を行う自治体に対しまして、伴走支援を行っているところでございます。自治体において庁内職員ですとか、また、市民向けの勉強会への講師派遣、ワークショップや勉強会の企画づくりや資料作成への助言などの伴走支援を行っているところでございます。

17ページを御覧ください。都市における防災力の向上に向けた、ソフト・ハードにわたる総合的な取組を推進するための補助制度といたしまして、都市防災総合推進事業というものを当課で所管しております。この事業の中で、市町村が復興事前準備の取組を行い、事前復興まちづくり計画を策定する場合や、また、都道府県が市町村の計画策定の支援を行う場合に、この事業により支援をしているところでございます。

18ページを御覧ください。関係予算額でございますが、先ほどの都市防災総合推進事業は、防災安全交付金の一メニューとなっております、防災安全交付金の予算額の内数ということになっております。

次に、19ページを御覧ください。復興事前準備の全国での取組状況について御説明をいたします。ガイドラインで示しました体制の検討などの5つの項目のうち、いずれかの取組について検討済み、または検討段階と答えた自治体の数は全体の約67%となっております。

ります。一方、いずれの取組も検討していないと回答した自治体は約３３％ということになっております。

次に、２０ページから２２ページは、５つの項目ごとの取組状況をそれぞれ掲載しております。これを見ますと、復興体制や復興手順につきましては、検討済み、検討段階と答えた自治体が多くなっておりますが、復興訓練や基礎データの事前整理や分析、また、復興における目標などの事前検討の取組は遅れている状況になっております。

次に、２３ページを御覧ください。都道府県別の取組状況でございます。南海トラフ地震の津波被害想定地域になっております太平洋側の沿岸地域において実施率が高い状況になっております。

２４ページですが、左側のグラフは南海トラフ地震や首都直下地震など想定される災害ごとの対象地域の取組着手率でございますが、南海トラフや首都直下地震の地域が高くなっています。一方、右側のグラフは自治体の種類別の取組着手率でございますが、政令指定都市や特別区など、大都市において高い傾向が分かるかと思えます。

２５ページですが、都道府県別の取組状況を棒グラフに示しております。

２６ページですが、取組状況を経年別にあらわしたものでございますけれども、ガイドラインを公表しました翌年の令和元年以降、取組状況が加速化しておりますが、近年は横ばいということになっております。

２７ページですが、これまでの取組を御説明してきましたが、取組状況を踏まえた課題といたしまして２点。１つ目は、復興事前準備の５つの項目いずれの取組も行っていない自治体が約３３％も存在しており、こうした自治体に取組に着手してもらう必要があること。２つ目は、ガイドライン公表後の３年間は取り組んでおりますが、ここ数年横ばいになっておりまして、より取組を進めるための支援について検討する必要があると考えております。

２８ページ以降は、評価方法について記載しております。これまで自治体の取組状況について毎年アンケート調査を実施しておりますが、これに加えまして、復興まちづくりのための事前準備に取り組めていない理由ですとか、また、国土交通省での支援策についても、意見、要望も調査を行い、支援内容がニーズに応じた内容になっているのか、そもそも支援内容が認知されているのかなどを確認していきたいと考えております。アンケート調査結果や、委員の皆様からの御助言いただきながら、今後の方向性を取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

【加藤座長】 ありがとうございました。

では。ただいまの御説明について御意見、御質問をお願いいたします。佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。私、今、内閣府のほうの中央防災会議で首都直下の被害想定ワーキンググループにいるんですけども、そちらでも事前復興の重要性というのがやはり強調されているところです。報告書の中でも多分そういったところが出てくると思うんですが。ちょっと今回、こういう取組があるんだというのを実は知らなくて、何か連携されているんですか、内閣府と国交省はこの件に関して。

【小川都市安全課長】 御質問ありがとうございます。この取組につきましては、内閣府防災ともいろいろと情報交換しながらやっております。ただ実態といたしましては、各自治体の取組も、例えば危機管理部局がやられていたり、都市計画ですとかまちづくりを担当している部局がやっているとか様々なケースがございまして、我々が日頃お付き合いしているのはまちづくり部局になっているものですから、今まで以上に内閣府防災と連携をして、各自治体の危機管理部局ですとかまちづくり部局に、しっかりこういった取組をやっていただくように、これからは働きかけをしていく必要があるかというふうに考えているところです。

【佐藤委員】 ありがとうございます。今の点はすごく重要で、恐らく計画をつくっても実効性があるかどうかというのがかなりクエスチョンマークがつくところだと思うんです。特に私も気になっているのは、例えば、同じ市町村の内部で部局横断的にも問題意識が共有されているかどうかであるとか、まさにまちづくり部局でつくっているんだけど、ほかのところと全く共有されてないから私は知らないよみたいになっていると、全くいざというときには使えないということになりますので、もし評価されるのであれば、今回こういう評価でアンケートとかも取って実態を把握されるというのであれば、やっぱり各自治体の中でどれくらい課題意識とか情報とか、こういったものが共有されているかどうかという、そこは深掘りして聞いてみてもいいのかな、把握してみてもいいのかなという気がしていますというのが1つ目。

それから、復興まちづくりのためのとは書いているんですが、アンケートを見ていると何となくこれはどちらかというと、自治体のBCPに近いのかなと思って、迅速に人員体制を整えるであるとか、確かに取組は7割近くあるんだけど、やっていることという

と、どちらかというとそういう災害直後の対応のほうが多いのかなと。庁内での役割分担を明確にするであるとか、復興の手順を整理するとか、それは分かるんですけど、でも何となくそれって、いわゆる取っかかりのところだよなということになると思うので、より重要なのは、全く今進んでいないと言われている、例えば、データ整理ですね。データがないと実際のところ回らないんで、計画の実効性を担保できないんで、データの整理であるとか復興における目標等の事前検討、これがないとコンセンサスつくれないので、どんなまちをつくるのかということについても。

なので、ある意味、実態は多分何となくBCPっぽい話になっていて、その後、その先にある、復旧の先にある復興のところにどのぐらい手が届いているのかなというのも、そこもし今回ヒアリングとかされるのであれば実態を把握してみるというか、ある意味時間軸的に考えて、被災直後についてはいろいろと議論しているんだけど、そこから先どうするのという手順のところはどれくらいできているかというところかなという気がしているということです。

あとすみません、これも質問になっちゃうんですけども、県と市町村それぞれ取り組をつくるのはいいんですけど、これ、どんな感じで関連しているのかなというのは、県は県、都道府県は都道府県、市町村は市町村でばらばらでつくられていたら、お互いに整合性がないねということになります。例えば、介護事業とかであれば、一応事業計画は市町村がつくるけど、それを支援する形で都道府県が支援計画をつくるという、一応連続性は担保しているということになっているので、この辺ってどういう感じでつくっているんですかというのが1つの質問と、それから、確かにBCPなんかが典型例なんですけど、こういう事前準備を何かやったとしても、アップデートしないと意味がない。1回つくって、はい、おしまいだと、恐らく今の時代は多分5年もたてば全く役に立たないはず。今、いろんな技術も変わってきていますし、災害状況も変化しているということも考えると、その後、どのぐらいアップデートしているのかなというところ。あるいは、それに基づいた訓練とかもやっているのかなとか、この辺りも、もし御存じであれば教えていただきたいし、そうでなければちょっとぜひアンケートとかいろんな調査で把握されてみたらいかがですかということです。

テーマ的には非常に重要でありますけど、ある意味部局横断的な話だし、様々なステークホルダーが絡みますので、ほかのレビューでもいいんですけど、どんなステークホルダーが関わっているのかという全体像を見て、その中における国交省さんの立ち位置と、そ

こちらからどんな感じでほかのステークホルダーへ発信されているのかとか、この辺も全体像が見えるといいかなと思いました。

私からは以上です。

【小川都市安全課長】 いろいろと御助言、それからまた、御質問ありがとうございます。

先ほどいろいろアンケート等をこれからいろいろと中身を検討していきますけれども、いただいた御助言を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

2点、御質問がございました。まず、1つは県としての役割分担というところでございますけれども、我々の復興まちづくりのための事前準備というのは、どちらかというと、例えば被災した市街地をどう市街地整備事業で復興していくとか、そういったところをあらかじめ検討していくというのがどちらかというとメインに考えてございます。ただ、その前段として、例えば応急仮設住宅をどこにあらかじめ土地を確保していくのかとか、そういったこともやはり復興まちづくりを進めていく中では関連する内容でございますので、そういったものも含めて、一応復興事前準備という形で、いろいろとガイドライン中にはこういった取組が必要ですよというようなことを記載させていただいているところでございます。

県と市との役割分担というところでございますけれども、基本は市町村がやってくことを考えております。ただ、いろいろと今、計画を策定している自治体も調査をしていますけれども、結構県がしっかりと、例えば手引きみたいなものをつくって、県内の市町村に働きかけをしているところの策定とか取組状況がやっぱり進んでいるというのが、これまでのアンケート調査の中では分かってきているところでございまして、やはり都道府県さんの役割といたしましては、管内の市町村の取組を促していくための、例えば手引をつくるとか、あとは管内の市町村に呼びかけて勉強会していただくとか、また、災害リスクの、例えば先日、南海トラフの被害想定全国が出ましたけれども、今後、都道府県でより詳細な災害リスク情報というのを整理されていくと。そういった情報を、管内の市町村に情報提供していくとか、かなり都道府県さんの役割もあるのかなというふうに思っておりますので、そういったところを少し、今つくっているガイドラインに、一応記載はしているんですけれども、もう少し丁寧にその辺りを記載していく必要があるかなというふうに考えてございまして、今後このレビューも踏まえてガイドラインの改定も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、アップデートについてはまさに御指摘のとおりでございます、一旦つくったらそれで終わりということではなくて、それをさらにバージョンアップしていく取組が必要であると認識しているところでございますけれども、これまでのアンケート調査の中では、アップデートしているかどうかというようなところまでちょっと捕捉はできていないというところがございますので、そこは今後のアンケートの取り方について、検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【佐藤委員】 ありがとうございました。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。平田委員、お願いします。

【平田委員】 ありがとうございます。これから調査されるというところで、こんな視点があつたらいいかなということで幾つかコメントさせていただきますけれども、つくってないところ33%というところで、つくってないからというのは、災害リスクから照らして必要性を感じてないとか、優先度が低いとか、やりたいけどリソースがないとか、そんなことは何かできそうな気はするんですけれども、平時の、例えば立地適正化計画みたいなものとの関係性というんですかね、当然関係はしているし、例えば中心市街地のところも水害のリスクあるけど今住んで、でも立地適正化計画でそこは除外できない、今住んでいる人いるからみたいなときに、事前復興の場合を考えると、もしそこがやられたときにはもう住まないとかそういう次元で考えていくと、でも優先順位は平時の立地適正化計画みたいになってきたときに、いやいや復興計画やると、実は長期で見たときに、リスクをより身近に考えられて、平時の立適自体もより実効性の高いというか、もう少し踏み込んだやつがつくれるみたいな、そういう平時の関係性のある計画と、この事前復興との関係性みたいのところ、どう聞か分からないですけど、そんな視点で聞いたり、ただつくってないところになぜと聞くことと同時に、つくった自治体に対して、さっき言ったみたいに立適ほうに実はメリットがありましたとか、つくってよかった点みたいのも一方で聞いておくと、つくってないところに対する情報提供ですとかPRになるし、場合によっては、あんまり最近そういうやつは能登地震ぐらいしかないですけど、ああいう能登半島で仮に事前復興計画をつくった自治体があつたとしたら、その直後にこう役立ったとか、いや、つくったけど、やっぱり現実はいくらでもだとか、その辺の実績のあるところも見てみると、よりリアリティーがあつて、このレビューにとってはいいかなという感じはしました。

以上です。

【小川都市安全課長】 御助言ありがとうございます。まさに立適との連携というの必要と思っております。今、立地適正化計画の中に、災害リスクを踏まえて、その対応を防災指針という形で整理をするということになってございます。当然立適についてもつくったら終わりということではなくて、5年、10年で定期的に見直しをすることがございますので、そのタイミングでこういう事前復興まちづくり、こういった要素を組み込んで、それを踏まえた立適にアップデートしていくというような取組が必要だと思っております。

今、今年度立適を検討している自治体の中で、少しこういう事前復興の取組も一緒にやりませんかというようなことでちょっと投げかけをしていきたいと考えてございますので、ケーススタディーも踏まえながら、必要なガイドラインへの反映というものを考えていきたいと思っているところでございます。

あと、能登の被災された自治体については、5項目のうちの一部をやられたというところがございます。例えば、体制をあらかじめ検討していたとかというのはございますけれども、能登半島地震で被災した自治体で復興まちづくり計画を策定されている自治体でございますけれども、実際その計画をつくられた自治体が、どこの部署がそのとおり事前に想定したところでされているのかどうかとか、ちょっとその辺りは確認をしていきたいなと思っております。ただ今、まさに被災地の自治体では復興の取組で非常にお忙しくされているので、状況を見ながらということで、そこは確認していきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

【平田委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 時間が来ているのですが、鈴木委員、では、手短に御質問お願いできますか。

【鈴木委員】 すみません、時間過ぎているんでしたらあれですけども。

【加藤座長】 まだ大丈夫ですよ。手短であれば大丈夫です。

【鈴木委員】 すみません。今回対象とされている災害というのは大規模災害ということで、従来からある災害だと思うんですけども、最近やっぱりいろいろな災害が増えてきて結構ダメージが大きくなってきているので、対象とする災害というのをもう少し幅広く見ていかなきゃ将来的にはいけないのかなという気もしたので、ちょっと今回の復興まちづくりに直接関係あるかというのと、ちょっとアンケートの中で、それ以外に気にかけて

いるような災害ですとかもあれば一緒に聞けるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【小川都市安全課長】 ありがとうございます。想定する災害については、先ほどちょっと阪神・淡路ですとか東日本とか能登等の大規模な地震と言いましたけれども、それ以外にも、近年、毎年のように豪雨災害とかそういったものも発生して、それを踏まえてどうまちづくりで対応していくのかというようなこともいろいろと検討課題として上がっておりますので、そういったものも含めて、こういう事前復興まちづくりの検討が進むように、これからのアンケート調査も、そういったのも踏まえて確認したいと思っております。ありがとうございます。

【鈴木委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 松田委員も手が挙がっているようですが、手短にお願いします。

【松田委員】 ありがとうございます。私も何も検討してないところ33%というのがちょっと驚きだったのですけれども、企業のリスクマネジメント等になぞらえて言いますと、基礎データをそろえるというところと、それから訓練を実施するというところというのはひときわ重要であるかなと思います。どちらもかなり検討していない自治体が多いので、この辺りをぜひアンケートで、なぜできていないのかということを明らかにしていただきたいと思っております。特に、先ほど県が積極的であると、市町村の対応も積極的であるというようなお話がありましたので、そういったところがどのぐらい効いているのかということも含めて、ぜひ詳細な状況を把握できればと思っております。

あともう一つだけ。今、検討状況がかなりまだらであるとする、この復興まちづくりのための事前準備に国土交通省さんが取りかかるときに、何かこういう検討状況を類型し、そのうち特定の自治体に対して優先する、あるいは劣後するといったような取組の優先順位を、今お考えになっているのでしょうか。この点は質問としてお願いいたします。

以上です。

【小川都市安全課長】 ありがとうございます。まず、いろいろ御指摘をいただいたので、これにつきましては、今後のレビューの検討の中で、できるだけ反映して検討していきたいと思っております。

それから、取組の優先順位ということでございますけれども、まずは2つあるかというふうに思っております。1つは、やはり要するに、まだ取組をされていないところをいかに、まず小さなところから取組をしていくことが必要であるということと、あとは、一応

つくられましたけれども、結構中身を確認すると、そこにも濃淡がございます。そこを先ほど先生方からもアップデートが必要ではないかというようなお話ありましたけれども、よりよい事前復興まちづくりの取組を増やしていくことも必要だと思っております、すみません、その２本柱で取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【加藤座長】 時間がまいりましたので、御発言いただけなかった委員の方は、用紙にコメント書いていただければと思います。どうもありがとうございました。

【小川都市安全課長】 どうもありがとうございました。

【加藤座長】 では、次にいきたいと思えます。次は、１－２の「住生活基本計画」について、住宅局の家田住宅戦略官より御説明をお願いいたします。

【家田住宅戦略官】 住宅戦略官の家田でございます。２点目のテーマ、「住生活基本計画」について説明をさせていただきます。

まず、目次でございます。評価の概要について最初にお話しさせていただいて、その後、テーマとして取り上げる地域医療福祉拠点化の概要についてお話をいたします。さらにURにおける具体的な取組状況、地域医療福祉拠点化の取組評価の方法について、順次お話をさせていただきます。

３ページ、評価の目的、必要性でございます。住生活基本計画は計画期間１０年、おおむね５年ごとに見直すというものでございます。来年３月に予定される見直しに当たっては、社会経済環境における今の住生活の姿に加えて、四半世紀先の２０５０年の住生活の姿も見据えることとしております。２０５０年までに約１．５倍に増加する高齢単身世帯をはじめとする高齢世帯の住生活の安定の確保等に係る施策の検討が主要な論点でございます。この論点に関する成果指標として、UR団地の医療福祉拠点化があります。本取組を促進するため、住環境整備の具体的な効果について、公共団体や民間事業者への周知を図る必要がある、まず、こうした背景がございます。

このため今回は、現行計画の成果指標のうち、主要な論点に関する指標である「UR団地の医療福祉拠点化」のこれまでの取組について検証・分析を行うことを考えております。

４ページでございます。評価の概要については、特に１－４、評価手法について、UR団地の居住者や、地域住民を対象としたアンケート調査等による拠点化団地における取組の実施前後の住生活の安心感・満足度の把握を行います。また、住生活総合調査やインターネットを通じたアンケート調査等により、国民全体の住生活の安心感や満足度の傾向把

握も実施する予定でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。住生活基本計画の見直しにおける政策レビューの役割についてです。住宅地分科会においては、現在から2050年までに直面する住生活をめぐる社会課題、あるいは住生活基本計画における成果指標の現状と見通し等を踏まえて、新たな住生活基本計画の内容を審議しております。政策レビューにおいては、このうち特に検討が必要な施策に係る成果指標について検証・分析を行い、全体の検討に反映をいたします。

続いて、12ページをお願いいたします。現行の住生活基本計画における地域医療福祉拠点化の指標の位置づけについてです。現行計画において、高齢世帯の住生活の安定の確保に係る目標として、目標4、「高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ」等を掲げております。この目標に係る成果指標として、UR団地の医療福祉拠点化を位置づけております。

次は15ページをお願いいたします。地域医療福祉拠点化の関係者とその役割についてです。地域医療福祉拠点化の取組の3本柱は、地域における医療福祉施設等の充実の推進、高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進、3つ目が若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進とされております。

拠点化に向けて求められる役割としては、記載の4つがございます。実施主体のうち、まず都市再生機構、これが主要な主体でございますが、生活支援アドバイザーを中心に取組を推進しており、自治会、民生委員、地域包括支援センター、自治体などと連携をしております。

続いて16ページです。このうち国土交通省は、地域医療福祉拠点化に係る目標を設定し、URと連携し、取組の進捗状況を確認しております。また、バリアフリー化等に対する重点的な支援を実施しております。

17ページです。その他の関係者として、地域包括支援センター、医療福祉施設等事業者、自治会、民生委員、自治体がそれぞれ記載のような役割を果たしております。居住者の相談対応の中で、専門職による対応が必要と判断する場合、地域包括支援センターを紹介するとともに、必要に応じて担当者へ相談者の状況を伝達します。

続いて、20ページです。UR賃貸住宅における地域医療福祉拠点化は、平成25年の閣議決定以降、翌年の検討会の最終取りまとめを経て、これまで順次進められてきているところです。

続いて、21ページです。地域医療福祉拠点化の目標については達成されるという見通しでございますが、これまでの233団地が、大規模団地が特に最初のほうは多かったというところがございます。首都圏を中心に、既にUR賃貸の45%の戸数をカバーしているという状況でございます。

続いて、22ページでございます。UR賃貸住宅における地域医療福祉拠点化の概要についてです。住戸内・共用部のバリアフリー化、コミュニティスペースの設置、生活支援アドバイザーの配置、医療福祉施設の誘致を進めております。

23ページです。住戸内・共用部のバリアフリー化です。高齢者と多様な世代の方が安心して住み続けられるよう、多世代のニーズに合った住宅の整備や、バリアフリー化を促進しています。

24ページです。団地の屋外空間や施設、集会所等を活用し、多世代交流の機会の創出や生活支援サービス機能を導入するなど、コミュニティスペースを設置しております。

続いて、25ページでございます。生活支援アドバイザーは、高齢者の見守り、生活相談、交流促進を行うとともに、日頃から高齢者と地域関係者をつなぐ役割を果たしております。

続いて、26ページでございます。団地内の敷地や賃貸施設に医療福祉施設等を誘致し、地域における医療・福祉施設等の充実を図っております。

続いて27ページ、取組評価の基本的考え方です。まず、生活支援アドバイザーの業務実態をインタビューで把握します。次に、配置が居住者に与える効果の仮説を立てます。さらに評価の視点、評価手法を設定します。最後に4点目として、居住者や地域住民を対象としたアンケート調査等を実施し、定量的情報を把握します。

28ページでございます。生活支援アドバイザーの業務実態と想定される効果です。この5月にヒアリングを実施しました。業務としましては、生活相談、定期的な見守り、地域コミュニティの形成の支援に係る業務を実施しております。また、生活相談により医療・福祉サービスの提供が必要とされる場合は、地域包括支援センターを紹介するとともに、必要に応じて地域包括支援センターの担当者に対して相談者の状況を伝達している、こういったことを確認しております。これによって孤立の解消につながり、安心感が向上しているのではないかと仮説を立てているところです。

29ページでございます。取組評価の視点、手法についての現時点の検討状況です。評価の対象は、生活支援アドバイザーの配置とコミュニティスペースの設置、医療・福祉施

設の誘致、住戸内・共用部のバリアフリー化とし、それらについて、孤立の解消により安心感が向上しているか、地域コミュニティ等への参加が図られているかなどの視点を考えております。アンケート調査を行い、住生活の安心感や満足度の向上につながっているか分析を行う予定です。

30ページ、評価対象・評価の視点・評価手法についてです。例えば、孤立化に係る状況として、緊急時の相談相手の有無、日常生活の中での孤独感などをアンケート調査します。また、地域コミュニティ等への参加状況として、外出の頻度、イベントやサークルへの参加状況なども調査します。全体として拠点化前後の状況、それから、生活支援アドバイザーの取組の利用者、未利用者それぞれについて、効果に違いがあるかなどを分析してまいります。

住生活基本計画についての進め方としては、以上でございます。

【加藤座長】 ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について御意見、御質問をお願いいたします。では、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 できるだけ手短に。まず、1つ素朴な質問ですが、生活支援アドバイザーという方々というのは一体どういう資格を持っていて、どういう方々なのかなというのが1つ目の質問です。

それから、2つ目は、今回URで地域医療福祉拠点化を進めるということですが、なぜURなのか。URは国の機関で独法だからというのが一番分かりやすい理由なんですけど、やっぱり地域から見れば、地方の公営住宅も地域生活の拠点になり得るものですし、この辺り、逆に言うと自治体が運営している、あちらも今、老朽化が進んでいるし、ある程度の集約が求められると思うんですけど、自治体の公営住宅との関係をどう位置づけるのかなというのが2つ目の質問。

それから、私は今、介護保険部会の仕事しているんですが、そっちでも実は高齢者の住まいの問題というのがあって、今あるURを使っているんなことをやるのはいいんですけど、そもそも住まいが確保できない高齢者の方々がいます。そういう人たちについても郵送優先的に入居を進めていくという、そういう理解でいいのか。あるいは、今いるURに住んでいる方々についてのサービスという理解でいいのかというところ、これはどの程度スコープを見ているのかなというのがよく分からなかったんで、もし知見があればということと、それからすみません、これも教えていただきたいんですけども、こっちは規制

改革の仕事でやっているんですけど、医療というときに、在宅医療なんですね、重要なのは。クリニックや病院つくってどうこうというよりは、恐らく家でいろいろと医療的な行為をするということになると、在宅医療との連携というのはどう捉えるのかということと、地域包括支援センターとの話はあったんですけども、そのときに在宅との関係、在宅医療というのはどんなふうに位置づけられているんですかということについて教えてください。

全体として、これもさっきの復興まちづくりと変わらないんですけども、いろんなステークホルダーが絡んでいると思います。決して国だけではなくて自治体も絡んでいるし、もちろん民間の賃貸住宅もあるわけなので、これは全体をとらまえないと、真の意味での住生活基本計画にならないと思うので、この辺りどんなふうに捉えるのかなということ。もしこれからやられるのであれば、もう少し俯瞰的な視点でやられたほうが、単にURをどうしようかという話だけでとどめないほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。まず、生活支援アドバイザーはどういう資格を持っているのかということで、これは特段資格などはございませんけれども、URの関連会社の職員として、経験なども見ながら適性のある人を雇って、その方に対応していただいているということでございます。そういう意味では、関連会社の職員というのが回答になります。

御指摘のところ、公営住宅についても同じ内容を進めていくべきではないかというのはもちろんごもっともなところですけども、国の機関のURでまず先進的に進めていって、横展開を図っていくというのはほかの取組でもこれまでもやってきているところです。この地域医療福祉拠点、自治体などでは政令市などを中心に進めているところもあると思うんですけども、考え方としては、まずURでこういったものを先進的に進めていって、公営住宅とか、場合によっては民間でできるところはやっていくと、そういったところに横展開を図っていくというのが基本的な考え方でございます。

あと、高齢者の住まいの問題という御指摘もございました。これは今回のアンケートの中では、今住んでいらっしゃる方に対して、生活支援アドバイザーのようなサービスがどういった効果を及ぼしているのか、それを横展開していったときに、どのような観点から参考にすることができるのか、ということを、今の時点では調査のスコープとして考えております。御指摘のとおり、特にお住まいに困っている人の優先入居を進める、住宅セー

フティーネットという政策になりますけれども、政策分野としてございますので、今回その制度とか活用の実態を中心に置いておりませんが、端っこのほうで射程に入ってくるところかなとは思っております。

あと在宅医療との連携ということでございますけれども、最近住宅政策と福祉政策の連携というのは非常に力を置いているところでございまして、一緒になって政策を検討する会議体を立ち上げていますけれども、在宅医療までいってしまいますとかなり福祉政策のところに入っていくというところがありまして、その詳細は今回のレビューの射程としては捉えてはいないというのが今の時点での回答とはなります。もう少し全体的、俯瞰的な視点というのもありましたけれども、やはり単純なURの仕事の検証ではなく、住宅政策ですとか福祉政策との連携ということ全体についての知見とかオブザベーションが得られるようなものにするべきだという御指摘かと思いますので、そこは御指摘を踏まえて、しっかり検討していきたいと思います。

以上です。

【佐藤委員】 すみません、2点だけ。問題設定として、そうであれば、ある意味住生活基本計画の中におけるURの位置づけをどうしますかというところで政策評価するのであれば、URだけに注目する理由はあると思うんですけど、逆に地域医療福祉拠点と言われちゃうと、それはいろんなものが拠点になり得るよねという話になってしまうし、地域包括ケアセンターは何といったって自治体の機関ですから、やっぱり自治体からすると自分たちと公営住宅との関係のほうをむしろ彼らは重視すると思うんですよ。なので、ちょっと問題設定としてこれでいいのかなというのが1つちょっと疑問。

もしURについて注目するんだったら、URの役割って何だろうねところでいくなら、それで彼らに焦点を絞るのは分かるという気がするということと、あと、さっきいろんなステークホルダーの話しましたけれども、確かに高齢者の方の住宅セーフティーネットの話とかいろんな施策が絡んでくるので、政策体系の中でやっぱりこれは非常に大きな話なので、住生活基本調査の中で、今回はURですけれども、まさに裾野とおっしゃいましたけど、裾野のところでどんなふうにはかの政策とリンクしているのかなという、その全体像が見える化するといいいかなと思いました。

以上です。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。2点目については、御指摘も踏まえて取り入れられるところは取り入れていきたいというふうに思います。

1点目については、URの役割を見ていくというのは1つの視点としてはありますけれども、スライドの15ページになりますけれども、我々として検証したいのは、あくまでも地域医療福祉拠点化の施策の推進でございまして、中心にあるのはURということでございますけれども、自治会、民生委員、地域包括支援センター、自治体、そういったステークホルダーとの関係でどんなことが起きていて、医療福祉拠点化という仕組みがそこに住んでいる人たちに対してどういったインパクトを与えているのかというのを検証していきたいということでございます。大きくURが関わってくるところはございますけれども、その先の16ページですとか17ページを御覧いただきますと、国土交通省の政策的な方針の提示が適切かどうかというところも考えていきたいと思ひますし、関係者との連携の中で、どういったコミュニケーションが有効なのかというところも調べていく対象としては考えているところでございます。以上です。

【加藤座長】 よろしいですか。

【佐藤委員】 取りあえず。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

【白山委員】 地域医療福祉拠点化というのは様々なステークホルダーもいますし、いろいろと幅広い政策と絡むところですので、やはり今の御議論の中であったように、現状認識されている課題、この住生活基本計画とか、その中で地域医療福祉拠点化が重点化ということなんですけど、全体が抱えている、認識されている課題をまず最初に整理した上で、どうしてここに地域医療福祉拠点化のほうに絞っていくかというのを分かりやすく最初にまとめておいたほうが良いような気がいたします。そのうえで最終的にこの地域医療福祉拠点化の政策評価のほうに入っていって、そこでURが登場してくるというような、ストーリーをもう少し分かりやすくしたほうが良いのではないかというふうに思ひました。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。もともとこの医療福祉拠点化の検討をコンセプトとして深めたものが、20ページでございまして、超高齢社会における住まい・コミュニティのあり方検討会というのがございまして、ここは東大の高齢社会総合研究機構などとも連携して、関係省庁の担当課長などが集まって議論されたのが実質的には最初ということになります。そのときの問題意識とか課題として認識されていたものをまずは整理をして、そこから派生して調査を進めていくのが良いのではないかという御指摘かと思ひますので、そういった観点も取り入れながら、少しストーリーを考えたいと思ひます。ありがとうございます。

【加藤座長】 松田委員、手を挙げておられるように思います。お願いいたします。

【松田委員】 ありがとうございます。今の御説明を伺っておりまして、私はまず、住宅基本計画と医療の話がつながって大きなピクチャーを描くというのは大変重要であるし、必要な取組だなと思いました。その中でのURの位置づけは、結構大規模ではありますが、まずはURの賃貸のところを対象に、いわゆるパイロットスタディーをやってみようかなという話なのかなということを資料を見て感じました。ですので、そうであれば今回は明示的にパイロットスタディーとして位置づけてしまって、今、先ほど2人の委員がおっしゃられたように、その後のピクチャーが、例えばフェーズ2、フェーズ3といったような形でどう続いていくのかというようなまとめ方をさせていただくと分かりやすいかなと思います。

それとパイロットスタディーとしてURをやるのであれば、これも69万戸ぐらいあるということなので、大きなインタビュー、アンケートになると思いますが、2つちょっと注意してやっていただきたいなと思ったのが、1つはあくまでも賃貸を中心としているので、やはり全体として持家であるとか、最近空き家の問題とか、そういった問題とちょっと違う面があるかもしれない。賃貸であることと賃貸でない方々の違いのようなものをきちんと意識した上で、調査設計をしていただきたいというのが1点です。

それから、もう一つは似たような話ですけれども、調査設計のときに、因果関係の立証をしたいと思うのですけれども、内生性の問題があって、生活アドバイザーを入れたからこういった効果があったのか、もともと充実していたので生活アドバイザーが入ることができたのかとか、そういった関係をきちんと区別できるように調査設計をしていただくと、非常に意味のある調査になるのではないかなと思いました。

以上です。

【加藤座長】 ありがとうございます。

ほかにかがですか。鎌田委員、お願いします。

【鎌田委員】 御説明ありがとうございました。鎌田です。

1つ、これから考えるというお話だったと思うんですけれども、29ページ目ですかね。UR団地の居住者や地域住民を対象としたアンケートの実施と書いてあるんですが、ここに拠点化前後の状況等について聞くというのがあるんですけれども、拠点化の前というのを、聞き方を考えないと、例えばそういったコミュニティを通じた活動回数が増えたか減ったかとかというのであればある程度客観性はあると思うんですが、質問の項目を見てい

ると、その人の気持ちを聞いているんですよね。なので、拠点化した後に、その前を思い出して気持ちを答えてくださいというのは客観性がすごく弱くなるので、質問の仕方を考えないと、それをもって拠点化前の結果だというのは、あまりにもちょっと乱暴な調査になりかねないかなと思います。なので、少しその辺は工夫していただくというところが必要かなと思います。

満足度とかを聞いても、結局継続意向とかをしていても、それだけが居住理由ではないので、致し方なく移住する可能性とかというのも十分あったりするので、何のためにこれを聞くのかというのをしっかり見ないと、満足度が高まったからいいという話ともちょっと違うような気がいたしました。

以上です。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。まず、最初に松田委員から、パイロットスタディーとしてやっていくという、そういう理解かどうかという御質問がありました。まずURで医療地域医療福祉拠点化を団地の再生なども併せて進めていって、テスト的にやっていくというのはもちろんそうなんですけれども、ただ住生活基本計画の中では、単身高齢者というのはマクロ的に見て増えていくというのが計画の中で大きな課題としてなっています。そうしたこともあって、最初の3ページのところにも書かせていただいたんですけれども、これが公共団体ですとか民間事業者のところでも、もちろん条件が違うので難しいところはあろうかと思うんですけど、参考となるところは参考としていただけるように、そういったような進め方をしていく必要があると考えています。パイロットスタディーということではあるんですけど、その上で、より広く展開させていきたいというのが基本的な考え方でございます。

また、賃貸、持家、空き家とある中で、今回、賃貸住宅についての研究、調査ということになりますけれども、当然持家についてもそういったサービスのニーズというのはございますので、そこを意識してということでございます。横展開していくときに、賃貸住宅であるからこそできるところとしてはどういったところがあり、また、賃貸住宅以外のところにも、汎用性があるところとしてはどんなものがあるのか、そういったところも意識しながら調査していきたいというふうに思います。

それから、鎌田委員からは、アンケートの聞き方が、拠点化の前後、今の時点から聞くというところで難しさがあるのではないかという御指摘だったと思います。これも従前からそういった調査を時系列で取っていればよかったですけれども、現状ない中で、一方で

その効果を検証したいという、そういう中でのアンケート調査ということであるんですけども、その制約ですとか、振り返っていく中でちょっとバイアスがかかって答えてしまう部分が当然あり得るというふうに思いますので、その辺りは十分に注意して、質問票などを組んでいきたいというふうに思います。以上です。

【加藤座長】 1つ本質的なポイントは、住生活基本計画という別にある分科会でも評価されている一方で、政策レビューでも政策を評価するという、少し二重の手続きになっているところをどう整理するのかという点ですね。パイロットスタディーという言い方も出たかと思うのですが、特定の重要だと思われる政策課題を取り上げて、政策レビューではそれに焦点を当てながらやっていこうというアプローチだと理解します。こういうアプローチでいくというのは、これまでなかったタイプの政策レビューかもしれないです。

今回、特に重要と思われる部分に注目をしながら、その政策の効果を調べて、それをベースに住生活基本計画全体に重要な示唆を出そうという取組だと見なせるのであれば、ある種政策レビューの意味もあるのかなという気がしています。私としては、そういう方針でいくのであれば、今日の先生方の御意見も受けて進めることで、最終的に計画の見直しに貢献できるだろうという印象を持ちました。

先生方からも、ストーリー立てをきちんと整理してほしいという話がありましたので、その部分について対応していただければと思います。特にURでなければならない理由については、最終的なゴールはURのためなのか、URはあくまでも例で、基本計画全体に対して示唆を出すためのものなのかをはっきりさせるようにしていただければと思います。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、どういうオブザベーションが得られて、それが計画全体にどういう影響があるのかというところは、次の回でお示しできると、その答えに一定程度なると思いますので、そういった方向で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 では、住生活基本計画については以上ということで、次にいきたいと思っています。次は資料1－3、「諸外国への海上保安能力向上支援の推進について」、海上保安庁総務部の稲葉教育訓練管理官より御説明をお願いいたします。

【稲葉教育訓練管理官】 海上保安庁総務部教育訓練管理官の稲葉です。どうぞよろしくをお願いします。

テーマは、「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」であります。それでは、発表資料

を用いながら説明させていただきます。1 ページ目、2 ページ目の目次の説明は省略させていただきますまして、3 ページ目を御覧ください。

評価の概要になります。海上保安庁では、関係機関と連携して、諸外国に対して、これまで様々な形で能力向上支援を実施してまいりましたが、その支援を大きく分けてみますと、技術指導というものと人材育成に分けることができます。技術指導とは、当庁が有する知識・技能を訓練や研修などを通じて現場職員に伝えるものです。人材育成については、今回政策レビューの対象としております海上保安政策プログラムが代表的なものになりますけれども、諸外国の海上保安政策の立案、実践を行う人材育成に関する取組であります。

この海上保安政策プログラムは、当庁が実施している諸外国への能力向上支援の中でも、将来、各国の組織の中核で政策の立案実施を担う職員に対しまして、修士号を取得させる人材育成を行うもので、当庁が実施する諸外国への海上保安能力向上支援の政策目的と関連性が高く、重要な位置づけとなっております。対象国の海上保安能力向上のための人材育成、そして海洋の安全確保に向けた各国連携協力・認識共有への効果と今後の方向性について検証することを、今回の政策レビューの目的にしております。

4 ページにまいります。評価手法につきましては、これまで修了時に実施してきましたアンケート調査結果を整理するとともに、海上保安政策プログラムの在学中の研修生9名、そして、これまでの修了生69名、研修生を拠出いただいています外国の機関11か国16機関と、受入機関であります海上保安大学校、政策研究大学院大学、そして、国際協力機構の3者に区分してアンケート調査、必要に応じてヒアリング調査を実施し、これまでの取組の効果や課題を分析して評価を行うこととしております。

続いて、6 ページを御覧ください。改めまして、当庁が実施している諸外国への海上保安能力向上支援の全体像について御説明いたします。我が国にとって、海でつながる諸外国と連携・協力を図り、海上で発生する様々な問題を円滑に解決することは非常に重要であります。特に海上輸送に依存する我が国にとって、海上輸送の安全確保は安定した経済活動を支える上で極めて重要であります。このような背景から、当庁の国際協力は、1960年代、海上輸送航路の要衝でありますマラッカ・シンガポール海峡における水路測量に係る技術支援から始まりました。その後、時代の変遷とともにニーズも変わり、海難事故対応となる海上捜索救助や油流出事故対応、2000年代に入りますと、海賊の増加やテロ事案の発生を契機に、多国間連携の拡大がされるとともに、法執行分野の支援協力へと軸足を変えていくことになりました。

このように時代の変遷とともに能力向上支援の分野は広がり続けてまいりましたが、2010年代になりますと、海洋における法の支配、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けたグローバルな連携の必要性の高まりにより、海洋の安全確保のための諸問題は、1国だけで対処することが難しい、普遍的価値観を尊重する関係国間での連携協力・認識共有が求められるようになりました。このことから、我々の能力向上支援におきましても、これまでの現場職員に対する技術指導に加えまして、その支援の深みを追求することとなり、組織の中核で政策の立案と実施を行う職員に対します人材育成、海上保安政策プログラムが誕生することになります。

続いて、7ページを御覧ください。先に紹介しました技術指導と人材育成といった切り口に加えまして、海上保安職員を各国に派遣し、支援する派遣型と、各国の海上保安機関職員を日本に招聘して研修を実施する受入型の2つに分けられ、対象者も現場職員対象と幹部職員対象に分けられます。このように、支援形態、分野ともに非常に多岐にわたって実施していることが御理解いただけると思います。

続いて、飛んで10ページを御覧ください。こちらでは、我々の能力向上支援がどのような関係者と連携して実施しているかを表した相関図となります。当庁の能力向上支援はほとんどがJICA、日本財団等の関係機関との連携協力の上に成り立っています。各機関と協議の上、支援計画を作成し、この計画に沿って、海上保安庁職員を出張させたり、国内で実施する研修に講師、指導官を派遣したりして実施しています。

続きまして、少し戻っていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。ここでは、当庁が諸外国へ能力向上支援を実施する上での政府内での位置づけを記載しています。平成25年に策定された国家安全保障戦略、令和4年に新たに策定された国家安全保障戦略、同年12月に関連閣僚会議で決定した海上保安能力強化に関する方針、そして、次のページですけれども、第3期、第4期海洋基本計画にも、スライドにありますとおり、外国海上保安機関との戦略的な連携強化、能力向上支援を推進していくことが宣言されています。

11ページ、12ページ、13ページは、先ほど御紹介した主な支援スキームであります、モバイルコーポレーションチーム（MCT）、JICA長期専門家、JICA課題別研修のそれぞれの概要、取組状況を記載しております。取組状況としましては、過去10年間の実績を記載しております。

続いて、14ページを御覧ください。ここから、レビュー対象であります海上保安政策

プログラムについて、もう少し御説明させていただきます。繰り返しになりますが、2010年代に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、グローバルな連携を拡大してきました。これまでの技術指導に加えまして、能力向上支援の深まりを追求し、諸外国、海上保安機関の高度人材育成の期待が高まったことから、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流を促進し、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、認識共有を図ること、そして、諸外国の海上保安機関の中核で政策の立案と実践を担う高度な人材育成を行うため、修士号が取得できる海上保安政策プログラムを、平成27年(2015年)10月に開講いたしました。

対象国は当初、南シナ海沿岸国の4か国からでしたけれども、順次、対象国・エリアを南アジア、それから、太平洋島嶼国へと拡大してきました。

15ページを御覧ください。こちらが、これまでの研修生の実績になります。令和7年5月現在、研修生9名、修了生69名、研修生拠出機関11か国16組織となっています。

続いて、16ページを御覧ください。前期日程の10月から3月までは政策研究大学院大学にて、後期日程の4月から9月までは海上保安大学校にて、これら2か所のキャンパスにて合計1年間の修学期間を通じ、アカデミックな内容の講義に加えまして、海上実務と融合した実践的対処方法に関する演習も実施しております。このプログラムは、修士論文に相当するリサーチペーパー執筆に重点を置いて評価されます。また、研修生は期間中、JICAの研修センターで集団生活を送り、同じ釜の飯の関係となり、たった1年ではございますが、深い絆でつながります。

17ページでは、当庁における海上保安政策プログラム関連予算を記載しております。年間約3,500万円前後の予算が投じられています。内訳は、講演等の謝金、新規対象国等へのリクルートのための国際旅費、当庁からの参加者の学費などとなっています。

18ページを御覧ください。最後に、繰り返しになりますが、評価対象、評価方法について改めて御説明いたします。冒頭の概要部分で御説明のとおり、評価対象は海上保安政策プログラムとし、評価方法は研修生、修了生、研修生拠出機関、日本国内の関係機関の3者に区分してアンケート調査を実施することとしています。毎修了時に研修生にアンケートを実施してきましたけれども、これはプログラム期間中での衣食住を含めた研修生のサポート体制に関することですので、今回は19ページ記載のとおり、対象国における人材育成の効果、各国との連携協力や認識共有への効果の2つの視点にて調査をしていきたいと思います。

具体的なアンケートの設問につきましては、今後委員の先生の方々と御相談していきたいと考えておりますが、修了生の帰国後の配置、任用、功績、拠出機関の国際、人事、研修訓練担当部局の海上保安政策プログラムに対する認識、そして評価、また、海上保安政策プログラム修了生を通じたアジア域内のネットワークの推進状況などについて調査の上、これに基づいて評価していきたいと考えています。

本日の御説明、発表は以上となります。よろしくお願いいたします。

【加藤座長】 では、御説明について御意見、御質問等お願いいたします。佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 端的に2点ほど。1つは、ぜひ検討いただきたいのは、海外では似たようなこういう支援プログラムがあるのかということ。アジアの中では、もしかしたら日本が唯一かもしれませんけど、諸外国でもやっぱり似たようなプログラムをやっているのか、あるいはやっているとしても日本の特徴は何なのかとか、あるいはどんな役割分担か。アジアは日本なんだけど、南米はあっちとかという感じで役割分担があるのか、若干の重複感があるのかというところ。特に韓国とか中国でもやってそうな気もするんですけども、ちょっとこの辺りの、世界ではどんな感じになって、日本の立ち位置をどうかということをぜひ調べていただければと。もし調べていなければ、検討いただければと思います。

【稲葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。海上保安庁では、世界の海上保安機関を集めたCoast Guard Global Summitというものをやっていますけれども、ここで集まっている100国・機関の海上保安機関の方々から、一応これまで調査した結果ですけれども、海上保安政策に関する修士号のプログラムというのは、この海上保安政策プログラムだけと聞いております。一方で、海洋政策に関しては、他の大学などでも実施されると承知しておりますが、また改めまして先生の御指摘を踏まえまして、このレビューの中で調査を進めてまいりたいと思います。

【佐藤委員】 ありがとうございます。まさにその修士号なんですけど、大学の人間だからこういう考えなんだろうけど、16ページを見ると、どういう資格でこういう海上保安政策プログラムというのがGRIPSにできたのかなと。どっちかといえば、実習であれば、実習は実習として分かるんですけど、やっぱり修士号ということには、ある程度アカデミアな、何らかの授業とか講義とかの知見の提供とかが求められると思います。多分必修単位もあるわけじゃないですか。この辺りってどんなふうに、いわゆる質の担保と言いますけど、修士号としての質の担保ってどうしているのかなと。例えば、文科省から

認証評価ってちゃんと受けているんですかとか、この辺りどうなんですかね。

【稲葉教育訓練管理官】 御指摘ありがとうございます。最終的にGRIPSの担当教授の皆様、そして、GRIPS内での成績評価、認定評価の中で、この政策プログラムとしての修士号を授与できるかどうかの判定、認定をしていただいております。

【佐藤委員】 所定の単位数とかもあるわけですね。

【稲葉教育訓練管理官】 さようです。

【佐藤委員】 ルールとしてはある。分かりました。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、白山委員、お願いします。

【白山委員】 ありがとうございます。4ページの評価手法のところ、研修生の方と修了生69名ということで、こういったプログラム、海上保安政策プログラムで知的資本をどうやって高めて、修了生の方が出身校から現場に戻られたときにどういう成果を出しているのかという追跡調査が極めて重要だと思いますので、この成果をどういうふうな指標で捉えるかというのは、これまた難しい問題があるんですけど、そのところが多分一番重要な問題なんだろうと思います。この評価のための指標の取り方とか成果指標の取り方ですね。指標化でできるかどうか分からないけど、成果の捉え方というところを、今後より詰めていただいて対応するということがかなり重要だと思います。かなり長期にわたった成果ということになると思いますので、この辺をどう捉えるかというところをより整理をしていただくというところが、難しい問題だと思いますが、重要かと。単に修士号を取りましたという話じゃないのでというところが重要だと思いますので、そのところを十分留意して、政策評価をしていただきたいというのが1点目です。

あともう一つは、10ページのところで、関係組織との役割ということで、JICAとかGRIPSとか、その他民間の団体のことを書いてございますけども、予算のところで見ますと、17ページで国交省だけの予算になるわけですが、インプット部分の予算の部分ですね。そのところは民間のほうまで把握することはちょっと難しいかもしれませんが、少なくともJICAとGRIPSでは、これに関連するような予算、例えばJICAの長期派遣のところは多分特定できると思うんですけど、その辺がどの程度のインプットがあったのかというのは参考的に検討いただければと思います。各組織の連携が重要だというふうにご主張されているので、参考情報として、インプットとしての予算がどのくらいあったのか、国交省としての予算はこれ、民間のほうは難しいかもしれませんが、少なくともJICAとGRIPSの予算はこれ、といったぐらいは、その辺のデータを参

考的に出すというのものもあるんじゃないかなというふうに思いました。

【稲葉教育訓練管理官】 御意見ありがとうございます。まず、1点目、まさに先生がおっしゃられるとおり、それをどのように評価するのか、定量的な評価ができるのかというのは、我々としても非常に大きな課題だと認識しています。海上保安政策プログラムに集まる研修生というのは30代から40代までの方々でして、まだ各海上保安機関においてトップマネジメントをされるようなレベルまでは達しておりません。また、まだ開講してから10年ですので、まだ中級幹部の方々だと思います。ただ、中には長官のアドバイザーをやっているというような方もいらっしゃいますので、各機関においての任用だとか、それから職種というものを、またこれまでの功績をインタビューしながら、そして、各機関においての担当部局の海上保安政策プログラムに対しての評価というものをいただきながら、そこら辺を紐解いていきたいというふうに考えています。

それから、2点目にございました予算についてですけれども、10ページのところでお示ししていますとおり、JICAが携わっていただいているところも、分野、それからスキームともに幅広く、そしていろんなものに対してJICAのほうで拠出いただいています、これをJICAのほうで、海上保安政策プログラムに関しての予算のみについて正確に算出することが難しいということもありましたので、今回はこちらのスライドには、当庁の予算の拠出状況を記載させていただきました。

それから、GRIPSにおきましては、海上保安政策プログラムに対しての予算というのは特になしと聞いております。全体的な学校運営をする中で、海上保安政策プログラムでやっている教室の光熱費がどうのこうのというのは個別に出せませんので、そういう意味で、海上保安政策プログラムに対して幾ら予算を使っていただいていますかという質問には、特にそこはなしということだったので、今回改めて申し上げますと、当庁の予算の部分だけお示ししているところであります。ありがとうございます。

【加藤座長】 では、ほかに。平田委員、お願いします。

【平田委員】 ありがとうございます。大変重要なプログラムだなと思って聞いていたんですけれども、専門外なのであれですけど、先ほどの1つ目のコメントと私も同じ印象を持って、どう聞くかというところで、この研修に参加された方のカリキュラムとかに対する満足度みたいのは聞けば多分出てきているし、一定程度聞いていると思うし、聞いたら、ありがとうございますという気持ちで何となく満足というふうになっちゃうかもしれないけれども、そこはちょっと差し引いて評価すればいいかなというふうに思いま

す。

あとはアカデミックでというのが結構面白い視点というか、あえてそういう実務に関連はしているけど、一歩引いた形でアカデミックというところをやると、各国の人とか日本人の方も入っているんですよね。

【稲葉教育訓練管理官】 はい。

【平田委員】 そうすると非常にフラットな関係で、非常にまさに同じ釜の飯を食いながら、同じ海上の安全保障みたいなのを議論しやすくなるみたいな、修士論文みたいなのを書くわけですね。だから、そういうことが間に入ることによるメリットとか交流のしやすさみたいなのを評価できると、これは定性的になっちゃうかもしれませんが、取れるといいなと思ったのが1点目です。

あとはやっぱりまだ10年で、この先、各国連携して、さっきの自由で開かれたインド太平洋というところをやるためには、やっぱり連携して安全保障を守っていくというところで、ここで個人個人のつながりで何か困ったときに、ぱっとホットラインみたいので連絡取れるみたいな、個人と個人の間にあるというのはとても重要ですね、きっとね。そういう関係性があるみたいなのがどうやって取れるのかなと。結構重要な気がするんですけど、そこは何か形式的にありますか、ないですかじゃなくて、実感としてそういうラインがある方というのは、実感として多分分かるんですよね、きっとね。だから、リアリティの高い形式的なアンケートというよりも、そういうのがあるということを自信持ってそういう情報を集めるみたいな、そんな感じのやつが集まってくるといいなと思うし、もう1個は、次の10年とか20年、30年といったときに、先ほど佐藤委員からもありましたけど、各国同じなことをやろうとしたときに、日本に本当に研修生を出し続けてくれるのかみたいなのも気になる場所ですので、今までどうだったかということと、これからどうみたいな、同じようにずっと出してもらえるかとか、いや、日本にはみたいなことなのか、正直ベースで聞けるか分からないんですけど、そんな視点も何か聞けるとさらにいいのかなというふうには思いました。ちょっと専門じゃないのでずれているかもしれませんが。

【稲葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。いただいた御助言を参考に、設問のほうを考えていきたいと思います。

まず、評価の部分は、先ほど冒頭申し上げましたとおり、技術指導という部分と人材育成という部分で我々やってきました。技術指導ではやっぱり担保できないところを人材育

成というものに移してきたので、この2つの歴史の変革の中で、そこら辺の2つを比較対照しながらも設問とかも聞けたら、ちょっと深まりがさらに進化しているということが、この意義が、評価されるのかなと思います。

それから、2つ目の質問に関しましては、6ページを少し御覧いただきますと、海上保安庁の国際業務、右下にございますが、3つの柱の下に取組を実施していますというところの一番上のところに、外国海上機関への連携強化というのがございまして、多国間連携と2国間連携という枠組みがございます。ここには海上保安機関での協力体制が2国間で行われたり多国間で行われたりしています。先ほど他にこういうプログラム無いですか、というときにちょっと御紹介しましたが、海上保安庁のCoast Guard Global Summitというものが、100か国ぐらいの人が集まってくれる会議体もございます。こういうところでもMSPの修了生が、実際にその会議体を回していたり参加したりという状況もちろぼら見えてきていますので、そういうところでも域内の連携、ネットワークの推進が図れているかどうかということの指標になるかというふうに考えています。

以上です。ありがとうございます。

【加藤座長】 教育に携わる人間が委員なので、いろいろ関心が高くて言いたくなるのだと思うのですが、各自コメントを書いていただければと思います。私としては、アンケートだけでなくインタビューもするといいかもしれないという印象を持ちましたので、御検討ください。

【稲葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 以上で今年度の政策レビューの、まずはキックオフの御説明いただいたということでありがとうございました。おそらく委員の先生方には今後いろいろ御指導いただくことになるかと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

では、議題の2番を終えて、次、3番目に行きたいと思います。令和7年度政策レビューのスケジュール予定ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

【波々伯部政策評価官】 お手元資料の2、令和7年度政策レビューのスケジュール（予定）という資料を御覧ください。

本日5月29日の評価会後に、テーマごとに担当委員を決めて議論を進めてまいりたいと思います。なお、担当の割り振りにつきましては、先日、各委員の先生方から御提出をいただいた御希望も踏まえまして、この後、加藤座長と御相談をさせて決めさせていただきたいと考えております。近日中には事務局より各先生に御連絡をさせていただきたいと

思います。その後、各担当委員との意見交換ということで、まずは来月の後半にでも、本日いただいた御指摘などを踏まえまして、各担当課から具体的な調査項目などの内容をお示しさせていただき、議論をさせていただければと考えております。その後も約1か月ごとをめぐりに進捗状況を確認しながら、次、11月頃に第2回の政策評価会を開催し、その場で評価結果などを踏まえた今後の方向性まで、また全体で御議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【加藤座長】 御報告ということで、これでいいかと思います。特にご質問はございませんね。

では、続いて4番の令和6年度の政策チェックアップ取りまとめ状況に移りたいと思います。事務局より、資料の御説明をよろしくお願いいたします。

【波々伯部政策評価官】 引き続きまして、資料の3-1から御説明させていただきたいと思います。資料3-1を御覧ください。

政策チェックアップでございますけれども、2ポツ目以降に記載のとおり、国土交通省の政策を実現するため、44の施策目標を設定し、また、その施策目標の達成度を適切に表す指標として、116の業績指標というものを設定しております。それらの達成状況につきまして、今は2年ごとに評価を行うものでございます。新任の先生におかれましては恐らく初めてになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今回は、この施策目標及び業績指標につきまして、前年度である令和6年度の実績値などからその達成状況の評価を行い、それを踏まえて、課題の特定ですとか、今後の取組の方向性を整理するということにしております。現時点での評価の取りまとめ状況については、1ページ目にまとめたとおりでございます。なお、現在まだ途中段階でございまして、一部の業績指標につきましては、今後最新の実績値に更新される見込みでございまして、それにより評価に変更の可能性もございますことを、あらかじめ御承知おきください。

政策チェックアップでは、まずその実績値に基づいて業績指標の評価を行い、続いて業績指標の評価を踏まえて、施策目標全体の評価を行うという2段階で評価を実施しております。

その前に、各評価の基準につきましては、3ページ以降に参考でおつけしております。これをまず簡単に御説明させていただきたいと思います。まず、業績指標につきましては、3ページにございますように、A、B、Nの3段階で評価を行っております。A評価とい

うのは業績指標の実績値が目標達成に向けて着実に成果を示しているというものでございまして、その判定の仕方は、欄外にございますけれども、基本的には達成率が100%以上であるかということを目安としております。達成率というのは、下の図にございますが、ここでいうと水色のラインが、このトレンドで推移すれば目標値を達成できるというラインでございます。これとの比較で、これを100%とした場合の当該年度における達成度合いをパーセンテージで算出しているというものでございます。この達成率が100%未満でありましても、目標年度に達成が相当程度確実に見込まれるという場合には、A評価と判断することもございます。

評価の取りまとめ状況について、1ページ目に戻りますけれども、左下の表にまとめております。一番左の欄になりますけれども、令和6年度と記載されている列を御覧いただきますと、現時点ではA評価が98件、B評価が87件、N評価が3件という見込みとなっております。右側にございます前回令和4年度の評価と比べますと、A評価がやや減少し、B評価がやや増加するということが、現時点では見込まれております。

次に、施策目標の評価の取りまとめ状況でございます。4ページ目の参考で御説明をさせていただきますけれども、施策目標の評価というのは、ここにございます5段階で評価をしております。基準といたしましては、全ての業績指標で目標が達成されているかどうかといったような点ですとか、主要な業績指標が目標を大幅に上回って達成されているかなどから、①から⑤の5段階で評価を行っているものでございまして、評価の取りまとめの状況というのは、また1ページ目に戻っていただくんですけれども、右下の2ポツ目、施策目標というところでございます。現時点では①の目標超過達成が1件、②の目標達成が11件、③の相当程度進展ありが16件、④の進展が大きくないが15件、⑤の目標に向かっていないが1件という見込みになっております。区分の分布といたしましては、前回とおおむね同様の見込みでございまして、①の目標超過達成や②の目標達成の増加がやや見込まれるなど、一部の施策において進展が見られているという状況でございます。

次のページをめくりいただければと思います。枠の下側の欄では、現時点での取組状況を踏まえた傾向を記載しております。施策分野ごとに見ますと、今回は特に活力ですとか、あるいは横断的な政策課題といった分野の施策目標において、前回から評価結果の改善が見られるところであります。中でも観光ですとか不動産、建設市場の整備、それから、国際協力・連携といったところはA評価の件数が増加をする見込みとなっております。

また、国土交通省の各指標の動向につきましては、外部要因の影響を受ける場合がございますけれども、その影響について次の丸で記載をしております。2年前の評価では、まだ新型コロナの影響ということで、観光客や交通機関の利用者の減少といった伸び悩みがございましたけれども、今回はかなりコロナの影響から回復傾向が見られているので、逆に訪日外国人旅行者ですとか交通機関の利用者は増加が見られております。また、経済活動の活発化でプラスの影響というものも見られておりまして、地価ですとか不動産価格の上昇、こういったものもプラスの影響を与えていると考えられます。

一方で、近年の物価高騰による資機材の価格の高騰ですとか、あるいは各業界での人員不足、人手不足、それから人件費の上昇、こういったことで事業等が予定どおりに進んでおらず、実績値が伸び悩んでいると思われる指標もあるところでございます。

なお、44の政策目標ごとの評価の今のところの状況につきましては、次の3-2、A3の資料の一覧表にまとめているところでございますので、こちらを参考にしていただければと思います。

赤枠で囲んでいる部分が、現時点での5段階の評価ということになっております。その右側は、前回の評価からの推移を矢印で示しております。先ほど申し上げたとおり、この表で見ますと、下のほうにございます活力ですとか横断的な政策課題のグループ、こういったところについて前回より評価が改善しているということで、上向きの矢印が比較的多く見られているという状況になっております。個別の業績指標の評価につきましては、今後実績値が判明する指標もあることから、今、各部局と評価書の記載も含めた調整を行っている最中でございまして、今回は中間的な御報告として、以上の概況の御説明までとさせていただきます。

最後に今後の進め方についてでございますが、今後、各部局との評価書の調整は6月中をめどに取りまとめて固めることを想定しております。資料の3-3に政策チェックアップ評価書ということで、様式を用意しております。今回から、評価書全体の分かりやすさ、一覧性の向上というものを目的といたしまして、様式を見直したところでございます。業績指標の分析というところで、目標の達成状況に関する分析や課題の特定というものを行い、裏側にございます評価結果というところの項目で、施策目標全体の評価や総括を記載するというようにしてございまして、これらの様式が、各44の施策目標ごとに作成することになっております。

また、裏面の最後のほうに外部有識者のコメントという欄を今回設けさせていただきます

した。評価書案が固まりましたら、各先生方に個々の評価書を見ていただきまして、コメントをいただきたいと考えております。具体的には、今申し上げた44の目標ごとの評価書を8人の先生方に分担して御確認をいただき、評価書の論理性ですとか明瞭性の観点などから、特筆すべき点をコメントいただきたいと考えてございます。その関係で、卓上に別途資料ナンバーがないものでございますけれども、チェックアップ評価書の点検割振(案)というものをお配りしてございます。先生方お一人当たり5つか6つの評価書を見ていただくような形で、評価の専門家として偏りなく、満遍なく各分野を御覧いただけるように、ある程度機械的に割り振りをさせていただいております。

スケジュールといたしましては、冒頭申し上げた、遅くとも6月中にはこのコメントの依頼をさせていただきまして、数週間程度の期間をもって御確認をお願いできればと考えてございますけれども、早く仕上がっているものにつきましては、順次それを待たずに送付させていただくとともに、評価書のほかに視覚的に達成状況を把握しやすいような概要資料も併せて送付をさせていただきたいと考えておりますので、先生方におかれましては、御多忙中のところ大変恐縮でございますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。その後、省内の手続などを経まして、例年どおり8月中旬に評価書を公表することを想定しております。

私からの説明は以上でございます。

【加藤座長】 では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から1つだけ質問してよろしいですか。宿題が来るということが分かって私どもは少し戦々恐々としているのですが、我々にはどういう資料をいただけるのでしょうか。さきほどチェックアップ評価書というのが3-3にございましたが、これが各先生方に送られてきて、これを見て評価するというイメージなのか、さらにこのバックにある資料みたいなものも見ると感じるのか、どういうものを見て評価するということになりそうなのかというイメージを教えてください。

【波々伯部政策評価官】 分量的には恐らく指標の数だけちょっと長くなりますので、もう少し数ページのものになると思いますが、この評価書本体と、評価書を視覚的にまとめた概要、例えば業績指標の伸びをグラフ化したようなものなどをパワーポイントでまとめた概要資料、そういったものも併せて送付させていただきたいと考えてございます。

【加藤座長】 あんまりたくさんあると見るのも大変だし、だからといってあまりにも

資料がないと評価しようがないという状況でしょうから、あまりにも負担が大きくなりえない程度の範囲内で、適切な分量の情報の提供を検討願います。

【波々伯部政策評価官】 もし御所望であれば、さらに関連の資料なども併せてお送りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【加藤座長】 ほかに御意見と御質問ございますか。どうぞ。

【平田委員】 ちょっとやってみないと分からないなというところなんですけれども、基本的には指標と書いてあるから何か客観的な指標があって、何%になるから、それで上回っているとか下回っているとか何%に入っているかみたいので、それで決まっちゃうといえど決まっちゃうのか、かなり読んで、数字じゃないところでも判断するような、我々の裁量というか評価するところがあるのかというのは、両方あるという感じですかね。

【波々伯部政策評価官】 先ほど御説明いたしました、例えば各指標のA、Bなどの達成状況の評価につきましては、ある程度私ども事務局のほうで客観的に見てつけております。それ以外に、各指標の、なぜ達成されていないかの分析であったり課題の特定というものも、各部局と私どもで調整して、今記載をしておりますので、その辺の全体のストーリーなども併せて御覧いただいて、お気づきの点、今後もうちょっとこういったところを分析していったほうがいいんじゃないかですとか、そういった御助言なんかをコメントに記載いただければありがたいと考えております。

【平田委員】 この評価が妥当かどうかというよりも、例えば、達成しないときに、これこれこういう課題があるとか、今後こうしますというところが比較的妥当性があるか。

【波々伯部政策評価官】 妥当性があるかどうかなど、そういったところを、全体を御覧いただきたいと考えております。

【平田委員】 例えば、僕の担当の23番の整備新幹線の整備を推進するなんて重過ぎて、僕が評価なんてできないと思うんですけれども、加藤先生にパスしてお願いしたくなるけど、ちょっとやってみて。

【波々伯部政策評価官】 評価自体は、基本的にはこちらの事務局のほうでつけさせていただいた上で、お見せする形になるかと思います。よろしくお願いいたします。

【平田委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがですか。たしか今回から初めて外部有識者のコメントというのが入るということでしたよね。多少の不安はあるかもしれません。

【波々伯部政策評価官】 はい。やはり、一つ一つの個票をある程度じっくり見ていた

だいたほうがいいかなということで、個別にお願いさせていただく方式にさせていただきました。

【加藤座長】 先ほどの平田委員からもコメントがありましたが、1つの評価を1人でやるというわけではなくて、複数人で見るという感じになるのでしょうか。

【波々伯部政策評価官】 分担表のとおり、各シートにはお一人ずつの割り振りになっております。

【加藤座長】 なるほど、少し重い感じもしますね。

【波々伯部政策評価官】 先生方の御負担もあろうかと思いますので、分担いただく形で考えております。よろしくお願いします。

【平田委員】 最後はみんなで押さえるという。

【加藤座長】 まあ、一応そのプロセスはとるのでしょね。

【平田委員】 個人の名前は出ない、みんなでオーケーになるということですかね。

【加藤座長】 いかがですか。

【波々伯部政策評価官】 基本的には、コメントは個人の資格で御記載いただきたいと考えておまして、記載いただいた先生がどなたかというのは、最終的には記載させていただきたいと考えております。

【平田委員】 なるほど。相当頑張ってやらないと。整備新幹線は重いな。

【加藤座長】 よろしいですか。ウェブ上からも特にコメントないですね。

ということでしたら、本日予定していた議題はこれで全部終わりだと思います。事務局いかがですか。

【波々伯部政策評価官】 はい、以上でございます。

それでは、最後に松浦政策統括官から一言お願いいたします。

【松浦政策統括官】 各委員の先生の皆様方、長時間にわたりありがとうございました。

政策レビューにつきましては、3月の公表に向けて、作業を進めさせていただきたいと思っております。また、チェックアップにつきましては、今年度ちょっと新たな取組、先ほど説明ありましたけれども、試行しておりますので、何か御意見とか、こうしたほうがいいとかがあれば遠慮なく言っていただければ、我々のほうで改善策を講じますので、よろしくお願いします。

いずれにいたしましても、今年度キックオフということで、本日は非常にいい御意見をいただきましたので、事務方としてそれを踏まえて政策評価を進めていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

【波々伯部政策評価官】 それでは、第61回国土交通省政策評価会を閉会とさせていただきます。先生方におかれましては、長時間、お付き合いいただきましてありがとうございました。

— 了 —